

2. 適正処理の基本的な考え方

1) 捕獲イノシシの処理における法的位置づけの理解

捕獲されたイノシシの処理に係り、法的には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（以下、「飼料安全法」という。）及び「肥料取締法」、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下、「放射性物質汚染対処特措法」という。）が関係しており、以下ではそれぞれの観点から整理する。

捕獲されたイノシシは、捕獲者が捕獲現場から持ち出して廃棄する場合は廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物」として市町村の責任で処理される。一方、食肉等として事業者が利活用のために加工した際に生じる残さについては、「産業廃棄物」として事業者の責任で処理しなければならない。捕獲イノシシを廃棄物処理法に基づいて処理する際には、法の管理下で生活環境保全上支障を生じないように適正に処理しなければならない。

適正処理の方法の主なものは焼却処理や埋立処分であるが、資源化を目的とした方法も含まれる。すなわち、飼料安全法及び肥料取締法において、イノシシ由来の肉骨粉等は豚と同様に、豚・鳥・魚の飼料あるいは肥料として利用できると規定されており、化製場（レンダリング工場）において受け入れたイノシシを原料の一部としてレンダリング処理により肉骨粉等に加工し、飼料あるいは肥料の製造が行われるケースがある。ただし、現在の福島県においては、原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がかかっており、出荷制限が解除されるまで飼料化及び肥料化はできない。なお、イノシシの堆肥化処理等による肥料化は現在法的に認められていない。

鳥獣保護管理法においては、適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合を除き、捕獲場所に捕獲物等を放置してはならないとされている。鳥獣保護管理法に基づき定められた「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（以下、「鳥獣基本指針」という。）においては、捕獲物等は原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合に限り生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することとされている⁴⁾。したがって、捕獲者自身による捕獲物等の現場埋設は、鳥獣基本指針に従って行われる限りにおいては、廃棄物処理法で禁止している不法投棄には当たらない。しかし、捕獲物等の埋設により、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められる場合は、廃棄物処理法に規定する措置命令の対象となることに留意が必要である。また、市町村によっては捕獲事業の一環として共同埋設場所を提供しているケースもあるが、生活環境の保全上支障が生じないように適切に管理されているのであれば、鳥獣基本指針の範疇内での埋設行為であると解釈できる。なお、都道府県等が捕獲等をする指定管理鳥獣捕獲等事業においては、生態系に重大な影響を及ぼすおそれがなく、かつ、指

定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たって特に必要があると認められる場合については、鳥獣保護管理法における鳥獣の放置等の禁止は適用されない。

2) 生活環境保全対策として留意すべき項目

廃棄物処理法に基づいて適正処理を行う場合に、生活環境保全対策上の環境負荷として留意すべき項目には、処理時の臭気物質の発生や捕獲者が使用した銃弾に由来する鉛等の有害物質が挙げられる。臭気に関しては、イノシシ個体中のたんぱく質等が好気性・嫌気性分解する際に、悪臭が発生し、周辺環境や作業環境に影響を与える可能性がある。また、鉛等を含む銃弾が個体に残存している場合に、他の多量の廃棄物と一緒に処理するケースでは影響が生じることは考えにくいですが、例えばイノシシを飼料あるいは肥料の原料としてレンダリング処理する際には、体内に残存する銃弾は、捕獲者または獣肉処理事業者が確実に除去した上でレンダリング工場に運搬するなどの管理措置が必要である。

一方、福島第一原発の事故に伴う放射性物質による汚染対処の観点からは、イノシシに含まれている放射性物質（放射性セシウム）への地域住民の不安に配慮した対応が求められる。焼却処理や埋立処分時の放射性セシウムの挙動は、多くの調査研究により明らかにされており⁵⁾、放射性物質汚染対処特別措置法における技術基準やガイドラインに⁶⁾則って安全な処理が実施されてきた。膨大な環境モニタリングのデータに基づいて、周辺環境に影響を及ぼさないことも検証されている⁷⁾。また、捕獲イノシシの個体を他の多量の廃棄物と一緒に処理する場合は、捕獲イノシシに含まれる放射性セシウムによる影響は小さい。自治体等は地域住民に対して処理の安全性をわかりやすく説明する等、住民の理解の醸成を図ることの必要性を考慮する必要がある。

その他、野生のイノシシが保有する病原体などによる作業者の感染症対策などにも一定の配慮が必要である。

3) 市町村等の地域の状況に応じた適切な処理方法の適用

今後増加する捕獲イノシシを適正に処理する上では、市町村や県が地域の状況を踏まえて適切な処理方法を検討し、処理を行う市町村や事業者、又は捕獲者との調整のうえ処理を進めることが重要である。

捕獲イノシシの処理には、おおよそ以下の処理方法が考えられ、地域における捕獲数量や捕獲イノシシを受け入れ可能な既存施設の施設条件、新たに処理施設を整備する場合の立地場所や予算確保、捕獲者や関係事業者との協力、地域住民の理解の状況などを総合的に勘案して、適切な処理方法を選択することが望まれる。

以下、概略を記載し、詳細については4.～7.で述べる。

① 切断した個体の既存焼却炉への受け入れ

捕獲したイノシシを自治体等が保有する既存の焼却炉で受け入れる場合は、完全に燃

焼されずに燃え残った状態で排出されないように、適切な大きさに切断したのちに焼却炉で受け入れることが一般的である。しかし、これまで協力を得てきた捕獲者の切断作業の負担は非常に大きい。そこで、自治体側で冷凍保管庫を設置し、個体のまま受け入れ冷凍保管し、冷凍した個体を焼却施設に併設されている粗大ごみ用の破砕機（ギロチンと呼ばれる可燃性粗大ごみの切断設備等）で小片に切断して焼却処理することが有効である。適切な切断設備が既設されていれば、新たな投資は冷凍保管庫のみであり、コスト的にも有利な方法と言える（詳細は4. 参照）。

② 生物処理・減容化処理した残さ物の既存焼却炉又は既存埋立処分場への受け入れ

生物処理は、家畜のふん尿、木質チップ等から作成する菌床にイノシシを投入し、微生物作用を利用して好気性分解させて減容化を行うものである。ハウス等の施設内に菌床を設置して重機で攪拌する方式と、専用の発酵装置による方式が確立されている。菌床は、各地域で調達できる材料で安価に作成できるが、専門の事業者から提供を受ける場合は一定の費用を見込む必要がある。なお、処理過程で回収した骨等の残さや使用済み菌床については、焼却処理又は埋立処分を行う必要がある（詳細は5. 参照）。

③ 専用焼却炉設置による処理

一般的な専用焼却炉は、1日3頭程度の捕獲したイノシシ（成獣）を焼却することが可能な規模を有し、一定量ごとのバッチ処理である。イノシシの捕獲数は一定でなく、搬入された量が処理能力を超えることも想定されるため、イノシシを保管する冷凍保管庫の併設が望ましい。専用焼却炉を設置するにあたり、福島県東日本大震災農業生産対策交付金等を利用することができるが、導入コスト・維持管理コスト等が高くなる可能性がある（詳細は6. 参照）。

④ 捕獲現場等での埋設処理

前述のとおり、捕獲したイノシシを収集・運搬することが困難で、かつ、生態系に及ぼす影響が軽微な場合について、現場にて埋設処理を行うことができる。しかしながら、鉛弾で銃殺した捕獲イノシシについて十分な深さに埋設を行わなかった場合、他の鳥獣がそのイノシシの肉を捕食し、鉛を体内に蓄えてしまい鉛中毒を起こす等、生態系や環境に影響を及ぼす可能性があるため、十分注意して埋設を行う。また、共同埋設場所等へ運搬する場合には、体液の流出等について留意が必要である（詳細は7. 参照）。